

令和元年第3回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 令和元年10月 9日 午前10:00

○閉 会 午前11:32

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

15番 小 林 悟

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	上下水道課長 畠 山 修
学校教育課長 山 田 敬 輔	文化スポーツ課長 鈴 木 健 二
天王公民館長 澁 谷 豊	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 児 玉 亮 悦

令和元年第3回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

令和元年10月 9日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第66号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 4 議案第67号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

なお、15番小林 悟議員は所用のため欠席の届け出がありますので、ご報告致します。
定足数に達しておりますので、これから令和元年第3回潟上市議会臨時会を開会致します。

ここで、藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

本日は令和元年第3回臨時会を開催しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

審議に先立ち、提出案件の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）につきましては、天王公民館の解体工事を行うことに伴い、天王公民館を天王保健センター及び天王福祉センターに移転させるため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について申し上げます。

小学校施設整備改修工事として、天王小学校の暖房機を更新するものでございます。

8月下旬に、暖房設備の点検業者から約半数の暖房機の不具合が指摘され、その後、検討したところ、冬期間の使用開始を間近に控えていることから、緊急に補正予算を提出させていただくものでございます。

この後、担当部長より詳細について説明させますので、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、9番澤井昭二郎議員、10番佐藤義久議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日と

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定致しました。

【日程第3、議案第66号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第3、議案第66号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第66号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長(鑑 孝子) それでは、第3回潟上市議会臨時会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第66号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年10月9日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、解体工事を行うことに伴い、天王公民館を天王保健センター及び天王福祉センターの建物に移転させるため、条例の関係部分を改正するものがございます。

次のページをお願いします。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

はじめに、改正前の条例第3条第1項に規定する天王公民館の位置を「潟上市天王字上江川47番地398」から「潟上市天王字上江川47番地610」に改めるものがございますが、現天王公民館解体工事に伴う移転によるものがございます。

次に、別表第2、天王公民館使用料の表についての改めについてでございますが、解体する現天王公民館の各部屋を削り、使用する天王保健センター及び天王福祉センターの各部屋を加えるものがございます。

次のページをお願いします。

附則でございますが、この条例は、令和元年11月1日から施行するものがございますが、次項に規定しております移転先となる天王保健センター及び天王福祉センターの使用に係る申請許可のほか必要な準備行為につきましては、本条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができるものとしております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 趣旨は理解できますけれども、各部屋の料金とかがうたっておりますけれども、暖房料については、その従来からの建物の従前の料金でいいのか、そこから辺ちよっとうたっていないんですけれども、それはどのようになりますか。特別変更とかなから計算しなかったということなののでしょうか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 藤原議員のご質問にお答え致します。

現在の天王公民館においては暖房料をいただいておりますが、この後利用する天王保健センター、福祉センターにおきましては、暖房料の徴収は行わないこととしております。これまでも天王保健センター、福祉センターでは暖房料はいただいておりますので、それにならったものでございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 今回、天王公民館の解体をすることになり、（仮称）市民センターを建設されることになるわけですが、公民館運動のあり方についての当局の考え方を少しお話しただければと思います。

なお、昭和42年にこの建物が建設されてから、はや52年になるんですけども、保健センターと福祉センターの方に機能を移転するというので、従前のこの2センターに公民館活動、運動の業態ができるのかどうか。ある意味では市民センターの一部にもそういうのがあってしかるべきではないかというふうに思うわけで、その辺のことと、今回初めて私どもにこの議案書が配付され、臨時会が招集されて、こういうふうに移転すると、はっきり、巷ではいろんな風聞がありまして、こういうふうなことになるよというふうな話が市民の方々から初めて聞くような状態が、もう既に1カ月、2カ月ほど前にありました。そういうふうなことからすると後手後手になってるような気がしますので、その辺の市のタイムラグでどういうふうに考えてこういうふうに行っているのか。これは臨時会よりも9月の定例会等で議案として提案されるべきではないかというふうに考えております。その辺のところと、公民館の中には相当の物品があるわけです。備品什器が。過去にもいろんな建物を更新する際、解体をし、中にある備品等についてはそのまま廃棄処分ということで、非常にもったいないという話も市民から聞くわけで、私どもも地域において文化祭を開催する場合、物品が足りないので公民館から借用したりして

おりますけれども、そういうものももうセンターの方、まあ保健センターと福祉センターの方に移転をし、倉庫がないのでどっかに確保するということになるかもしれませんが、払い下げというか、各町内会や老人会や婦人会やそういう各種社会公共団体に、要望があれば、何といたしますか、お分けするという考えはないものか。過去にも、大豊小学校ができる前の豊川小学校や体育館やその他の公共建物の内部にある物品は、すべて廃棄するという事について、当局の考え方がどういうふうにあるのか、少しお話、説明をしていただければ、私どもも地域の市民に説明ができる、こういうことですので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 戸田議員のご質問にお答え致します。

ご質問が4点ほど項目がございましたが、私からは、9月の議会になぜ上程できなかったのかということと備品のことについてお答えさせていただきたいと思います。

なぜ9月の議会に間に合わなかったのかというご質問でございますが、10月1日の消費税率の引き上げに伴いまして、現在の公民館の各部屋の利用料の改正について、9月の議会に上程し議決をいただいております。改正条例は10月1日施行でありまして、現在の天王公民館は今年10月19日・20日の文化祭終了まで通常利用することになっておりますので、短期間ではございますが、改正条例は10月1日以降施行され運用しておるところでございます。また、9月の議会において天王公民館解体の予算もご承認いただきましたので、このたび公民館移転に伴う条例改正を上程させていただいたものでございます。

また、備品についてのご質問でございますが、天王公民館解体に伴いまして、現在使用している備品のその後の使い方ということでございますけれども、まずは天王保健センター、天王福祉センターの方に、自治会とか分館などの事業で利用する貸し出し用の机や椅子、これを運びまして保管する予定にしております。そのほかに、天王保健センターの方で不足すると思われる机・椅子なども、そちらの方に運ぶ予定にしております。

基本的に、新たな施設で使用できると思われる備品などは、市の施設に一時保管する予定でございます。そのほかにまだ使えるものは、机・椅子などの備品は、昭和公民館や飯田川公民館、または市の公共施設である分館や児童館などの集会施設の方に所管替えをしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 戸田議員からご質問のありました1点目、公民館についての全体的な考え方ということと、それから、今回の代替施設についての市民の方、その前に議会での説明がということであったと思いますので、その点についてお答えをさせていただきます。

公民館活動につきましては、本当に議員の先生方ご理解いただいておりますとおり、非常に市民の皆さんの大事な市民活動の中心となる公民館活動、その活動の中心となる施設としての潟上市では天王公民館、現在昭和公民館、飯田川公民館、これを核として、その公民館での事業、そして公民館をご使用いただいている様々な市民の方々のサークルと芸術文化の活動等、そして青少年の健全育成等々の目的で使用していただいております。この公民館活動につきましては、ご心配いただいている、まあ建設の時間、これから1年半を要しますけれども、そこは代替施設を使用していただきながら、そういったご不便のないように私どもも精いっぱいそこは支援させていただき、そういったつもりでこの計画を提案させていただいてるところでございます。

それから3点目、代替施設についての議員の先生方へのアナウンスが、確かにそこ、当初から建設にあたっては、向かいにあります保健センター、それから福祉センター、そして各昭和、飯田川の公民館、あるいは市で保有してありますいろいろな公的な施設ということを考えて、それを一体的に計画を進めていきますということで、その点につきまして、その部分につきましては特化したご提案というものをしていなかったのかなど、その点については今重々反省しているところでございますけれども、これにつきまして、市民センターが向かいにあります保健センター、福祉センターと完成後も一体的に使用することで、これから10年、20年、30年、50年先の市民の方々にも気持ちよくいろいろな活動でご使用いただけるもの、その中に重要な市民活動の一つの核として公民館活動というものをその建物の中で展開していただくというようなビジョンの中で、この計画をお示ししているところでございますので、併せて再度その点をお願いしながらご理解をいただきたいと思っております。宜しくお願いします。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 私もこう心配しておりましたことを、今、戸田議員から、同僚議

員からね縷々ご指摘いただきました。恐らく、戸田議員おっしゃったこと、市民の声だろうなというふうに私も拝聴しておりました。私も最近、いろんな市民の方々、各界各層の方々と接触するというか出会う機会がありまして、この（仮称）天王市民センター、まあこの後にまた全協でもあるんですけども、基本的にやることに私はもう大賛成なんで異論はないんですが、そこまでのプロセスといいましょうか、進め方の中で、今、教育長もおっしゃったとおり、まさに市民の集う、コミュニティのそこはもう館ですよ。で、建てるために解体をする。その期間というのは大体1年半の時間を要する。それを向かいにたまたま保健センターと福祉センターあったから、そちらの方に仮設をつくって移設して、そこを活用してもらおうと。まあ表現からいきますと、そうかなと思うんですが、実際、今おっしゃったとおり、それを52年も何十年もね活用の場所として活用してきた方々、例えば芸文教といいましょうかね主に、老若男女はもとよりなんですが、芸文教の団体だって二十数団体あると思いますよ。恐らく合わせれば何千人ですよ、あの地域に住む人方も。その方々は、今あっさりおっしゃいましたけれども、この期間どういうふうにして継続的に持続的に、さらにね活力ある活動をできるのかと大変心配しておりました。ですからね、要は、ここに至るまでの経緯として、きちっとね、そのプロセスを説明して、こうなるんですよということをね懇切丁寧になぜ市民と向き合わなかったのかなど。我々も端々には申し上げた機会もあったかもしれませんが、もう現実ここまで来ますと、文化祭終わればもう解体される、否応なしにね前に進むという事実だけが存在してるんですよ。ですから、その活用した方々は大変な不安をもってますよ。心配してますよ。で、暫定的に向かいに移動しても、しからば保健センターと福祉センター、まあ6つぐらいのね名称つけて部屋区分されておりますが、本来はこれに活用するための施設なんですよ、向かい2つはね。この公民館がそっくり活動がそちらに移行した場合、果たして本来のこの保健センター、福祉センターの目的はどうなるのか。そして、それと競合したときに、本来の公民館活用したように、きちんとバランスよく活動できるのかどうか。これ全くお示しないですよ。で、まあ話は簡単で、昭和の方とか飯田川の方とかってそれは蛇足みたい話で、現実できる話じゃありませんよ。だとすれば、やはり現実を座して、そして現実対応しなきゃだめだというのが当たり前のことなので、今日私から、さっきから気になってるんだけどね、そこら具体的にどういうプロセスで市民に説明、向き合ってきたのか。まずそれをしかとお聞きしましょう。どうですか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいま堀井議員からお尋ねのいただいた、これまでの公民館解体、そして市民センター建設にかかわる、いわゆるタイムスケジュール的なことを、議員の先生方にはお示してきたところですが、市民の方々、実際にお使いいただく方々にもどのような説明をとこのことであったかと思っておりますので、そのことについてまずお答えさせていただきます。

市民の方々、特にご利用いただいている、具体的にいいますと芸術文化協会、これは堀井先生からお話のありました団体は23団体あると承知しておりますけれども、その団体の方々、すべての団体の方々、それから婦人会、これは天王婦人会になりますけれども、天王支部になりますけれども、の方々、それから、そのほかにご利用いただいている団体がございますので、この方々にご案内を差し上げて、1回目、そしてこの2回目については、このほど10月1日に行わせていただいておりますけれども、2回目には、これは市民センターの建設の概要ということで、それと天王公民館解体後どのようなタイムスケジュールが考えられるかということ、1回目でもお話ししておりました、このたびの10月1日に行ったものについては、実際に市民センターが、まあ8月の全員協議会で議員の皆様にお示しして、この後、全員協議会も予定されておりますけれども、その図面をお示しして、実際にお使いになるとすればどういった、皆様から現在のところどういったご意見があるでしょうかというようなことを具体的にお聞きして、公民館機能をこのまま、今お二人の議員からご心配いただきましたとおり、当然これまで50年という期間お使いいただいた市民の方々、利用団体の方々にとってご不便のないようにご意見を十分お聞きしながら進めたいということで、この2回の説明会。繰り返しになりますが、解体期間約1年半、どのような状況が考えられるかということ、そして今回の2回目とお示しし、さらにこの2回目については、いよいよ11月からそういった代替施設の利用開始ということになりますので、このことについて、こちらの担当の方から改めてお伝えしたところであります。さらに、今後の流れの想定でございますけれども、その場でお約束したことでございますけれども、さらに、ご不安もありますでしょうしということで、10月中にそれぞれの利用団体の方々にもう一度ご説明なりお話を伺いする機会を設けてというような手順を踏んで、その都度その都度、ご利用の方々、市民の方々のお声をいただきながら、この計画、計画をもちながらその都度お話をいただいて修正を加えながら、ここまで歩んできたところでございます。

確かに代替施設は、それぞれのもともとの保健センターなり福祉センターなりという目的があって建てられた施設でございます。ですが、そこが、まあその目的で使われている以外の日で空いてる日数も結構ございますので、そこについては、こちらの方で使わせていただくという計画で進めていることについては、1回目、2回目と説明してご理解いただいていたところだと思いますけれども、大きな、先ほど昭和公民館、飯田川公民館と私が申し上げましたけれども、大きな会場を必要とするものについては、そういったことも想定という、最終的な想定ということでは申し上げましたけれども、天王地区の中でいろいろな公的施設を私どもで調整しながらご利用いただくということ、精いっぱいそこについては努めさせていただくということで考えておりますし、また、利用者の皆様にもそのようにその都度、私からもご説明させていただいたところがございますので、宜しくご理解をお願いします。またさらに加えて申しますと、今後そういった市民の方々からのお声を議員の先生方ありましたら何なりと速やかにお伝えいただいて、対応していきたいと思っております。その点についてのご指導も宜しくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今教育長からね、縷々ご説明っていうか、ご答弁いただきました。当然のことをやってるなという印象なんですけど、1回目やって2回目、10月1日にやったという今お話ありましたよね。それはどういう方々が対象で、どれぐらい集まって、そして説明会ですから説明したときに、そのまさに芸文教の方々もおったと思うんですが、あるいはまたその他の人もおったかもしれない。で、どういう思いがね出されたのか、あなた方当局に対して。自分たちはどういうことを不安に思ってるか。現在ね、そしてこの先のことも含めて。それをやはりねきちんと改善してもらわないと。それに対して自分たちはどういう対応をしますよという答弁したのか。どなたが行ったかね、私行ってませんからわかりませんが、もうその段階でね果たして教育委員会、教育委員会当局は、その市民からね信頼を得てるのかどうか。クエスチョンですよ、もう。私方の思いわかってるのかなという状況なんです。ですから、今教育長がね個々に対応するとか何とかって、これはこの当座の話としてはわかりますよ。しかしながら、52年の歴史を刻んできたこの施設が解体されて新しくねでき上がる。これは喜びですよ。そのつなぎ目をきちっとやらないと、せっかく築いてきた歴史も伝統も、これからやろ

うとする意欲も評価下がりますよ。そう思いませんか。皆流れですから、一連の。で、そのことをやったのかと。今さらでないだろうと、こう言いたいのは。まして市民福祉センター、市民センター、福祉センターってあるでしょう、この保健センター。これも、まさに市民全体の、3万2,000市民のね福祉であったり医療介護であったり、そしてまた天王の地区のあれ窓口もなってますよ。その本来の機能がどうなるんだと、こういうことも、出張所ね、ことも皆心配してるんですよ。だからそこらをね私はやはり、先ほど同僚議員もありましたけど、この段階ではきちっとやはり知らしめて、やってるでしょ。やってるでしょうけれども、やはり少ない、その周知徹底なりね、理解度が深まっていないということ、やはりどっかで問題あると思うんですよ。今、いいことやろうとしてる、将来に向かって。少なくとも今までのことをきちっと検証しながら、渡りの部分であっても、まあ100%といかなくてもね、そうかと、理解いったと、こういうふうなプロセスをなぜね踏んでいただけなかったのかなということなんですよね。保健センターだって福祉センターだって、例えば二枚看板で、二枚看板が今度三枚看板になるね、公民館機能。そうした場合、その本来の機能がどうなるのか。そして1年半後に完成した後はどうなるのか。そういうことまで皆市民っていうのはやはり心配してるんですよ。執行側はそれなりに考えていますよと言うでしょうけれども、やはりその手の内、経緯というものをきちっとね開示をし、そして最大限もうマックスに理解してもらおう、それが評価につながるし、夢と希望につながっていくんですよ。そう思いませんか。いかがですか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの堀井議員にご質問いただいたこと、ご指摘いただいたことについてお答えをさせていただきます。

まず冒頭、10月1日の説明会の折の市民の方々からのお声どのようなものであったか、どういう答弁をしたかということであったかと思えます。これについては、市長部局、市民センターの担当の方と、それから教育委員会、公民館の担当の方とで出ておられて、市民センターのその実際の図面についてのお部屋のあり方ですとかそういったことについて、私が細かにお答えする立場にはないのですけれども、ただ、その場にいた者として、市民の方からどのようなお話ということについては、今お話をさせていただきたいと思えます。

率直に言いまして、市民の方々から、先ほど申し上げたように芸術文化協会、それか

ら婦人会の方々、それからご利用いただくサークルの方々、それぞれのお立場から、これまで使ってきた具体的な経緯、このように使ってきたのだと、そういった、こうやって使ったときにこのような不便があって、それが完成したときには解消されるのだろうかといったような、具体的なご指摘やご提言やら、あるいはご不安やらというようなことを直接いろいろな内容をお聞きすることができて、私は大変こうありがたかったかな。それでこれについては、建築の方の担当であればそれを受けて、この後の全員協議会の場でのことになろうかと思えますけれども、こういった設計ということに、それが反映していけるかと。それから私ども教育委員会と致しましては、それを、新しくできた市民センターを公民館機能としてどのように使わせていただくか、あるいは今ご指摘があったように、ここ1年半の代替施設をお使いいただいている間のご不安をどう解消していくか。具体的にこういった、例えば音の出る団体さんはこうであるとか、そうですね、ミーティング中心の方であればこうであるとか、そういったことをこれまでも私ども公民館の現場を通じて把握し、その上で進めてきたつもりではあるのですが、やはり直にそのような方々とこうやって1回、2回と回を重ねるたびに、やはりこういったことでご不安なんだなということを確認することができました。そこで、先ほど申しあげましたように、この10月中にもう一度早い機会に、1日にあったお話を受けての皆さんのお考えはということで各団体にご案内を差し上げまして、もう一度詳しくそれぞれのお立場からお聞かせいただきたいというような流れをつくらせていただいたところでもあります。

ご指摘いただいたように、そういったことが、これまでそういった不安をみんな抱いてここまで来たのだよということであったと思えますので、そういったことにきちっと寄り添ってやらせていただくつもりでこういった計画を進めさせていただいたところではありますが、それが私ども力不足だったんだなということについては、本日ここで改めて、まあ10月1日もそうでしたけれども、本日改めてここで私も教育長としても自分も認識致しましたので、これからそういった方々の少しでも解消して、それぞれの方々の活動が保障できますように努めてまいりますので、どうぞご理解とご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 本会議だともう3回、これで終わりなので、これでやめますけれ

ども、今教育長のね言わんとすることも理解できますよ。つまりじゃ困るんですよ、はっきり言って。教育長がそのつもりだと。相手がどう受けとめるかですよ。まさに市民が。それを活用する、利用してきた人方が。そこのやはりね、気持ちわかるよ。立場もわかる。だけど、そこやはりどうなのかな。若干のそごがあるのかな。で、やはりね難しいところもあるでしょうが、五十何年も歴史を刻んできたこの公民館ですから、今日担当の課長も2人おりますけどね、あなた方はどうのこうの言うわけではありませんが、少なくとも50年前からのデータ出せとかっていえばこれは難しいでしょうが、直近、例えば合併後でもいい、前後からでもいい、どれぐらいの団体がどれぐらい活動して、稼働率、頭数も含めてどうなのかな。それがね、向かいに変化したときにどういうふうに対応、受け皿ができるのか。やはり具体的に計数、数値をねもってあらわして、あなた方心配いりませんよと。足りないところはさらに我々も頑張りますし、知恵を出してくださいと。一つのねベースを示してやっていかないと、ただ口だけでね、思ってるとか、わかりましたとか、対応しますで、全くこれ見えないよ。そのことが私は不安要素になってるんじゃないかなと。併せて言えば、今この後段にありますけれども、仮称市民センターであってもですね600席のつくることはこれはいいですよ。だけれども、現実的にそれらを50年時代先に向かってどういうふう稼働、活用されていって、どれぐらいの見込みあるのかと。まさに過去のこと、現在のこと、将来スパンにわたってそれをきちっとやはり示すことよ。有無ないよ、はっきり言って。これ以上、それに対してどうのこうのという意見あるのであれば、まさに知恵として参酌すればいいんですよ。それを融合させながら、市政運営の方向軸を定めいく。これ基本中の基本じゃないかなと。私、執行権者でもないんだけど、議員感覚として私はそう思うね。そうすれば大概の市民は、我が方の当局、教育委員会はよくやってるねと、我々の気持ちをね理解してくれるよねと、そうしたときに結果評価も高くなるし、まさに費用対効果が出てくると。こういう流れじゃないかなと、私が思うにね。ですから、そこがやはりどこ欠けてもいけないし、まあ最大限マックスにそういう対応をするということが大事なんじゃないかなということを私は心から思っていますよ。せば、この後にまた今、全協の中での市民センターのことの議論あります。その中で恐らく市長等の見解もあろうかと思っておりますけれども、少なくとも私の言ってることが無理なのかな。我々やはり議会議員としてね、市民の代弁者として、やはり市民の側に立って、まあ二元代表制だけれどもね、そして皆さんに率直に伝えていくのが我々のミッションですからね、今、この段階で伝えさせ

てもらっていると、こういうことなんです。ですから、あなた方を追及するとかね、どうのこうのじゃない。とにかく限りある財源を有効打にを使って、そして最後は市民から喜ばれるためのプロセスというのはどういうことなのか。そういうコンセンサスというものをね合意形成をしてるのか。このことをやはり私は原点にね返るいいきっかけじゃないかなと思ひまして、今申し上げました。最後にもう一言ありましたら、私の思いはもう大体お話ししましたので、もし教育長から、私が今、言下にしたことに対して何かそれに対する答弁なり答えがありましたらいただきたいと思ひます。どうですか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいま堀井議員からご指摘、ご質問いただいたことについてお答えをさせていただきます。

ご指摘いただいたとおり、私ども市民の方々のお声、そしてそれを代弁してお伝えし、てくださる議員の先生方のお話等々ご指導いただきながら進めていく、そういった姿勢で進めてきたところではありますけれども、そこについて、もしこういうふうに変更していったらいいことですかそういったことについて、本日先生方からご指摘いただきましたので、それをもとに今後の対応、そして繰り返しになりますが、今が大事なんだと思ひます。10月文化祭が終わり、11月から新しい施設にという今が、この1カ月スタートするところまでが皆さんが、これが軌道に乗りますとまた安心してお使いいただけるということで、今そういったこと、できる得る限りの想定をして対応していきたいと思ひますので、引き続きご指導宜しくお願ひ致します。

○13番（堀井克見） 終わります。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論がないようですので、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

【日程第4、議案第67号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第4、議案第67号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてを議題とします。

議案第67号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の4ページをお開き願います。

一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第67号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年10月9日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第67号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,029万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億9,978万円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

歳入予算について申し上げます。

19款1項1目繰越金は2,029万9,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

続いて、歳出予算について申し上げます。

10款2項1目学校管理費は2,029万9,000円の追加で、小学校施設整備改修工事として天王小学校のFF式暖房機を更新するものでございます。

補正に至る経緯及び方針についてでございますが、8月23日に、小中学校の暖房設備点検業者より、天王小学校のFF式暖房器95台のうち43台が燃焼室亀裂のため排気漏れを起こしているとの報告を受け、学校安全管理上、排気漏れを起こしている暖房器については使用禁止と致しました。これに伴い、今回の補正予算計上にあたり、冬期までの修繕を検討しましたが、当該製品は製造より17年経過しており、既に部品供給が終了しているため、新規に42台を購入し設置することとしました。残りの1台については、ホール兼廊下に設置されていること、3階までの足場が必要であり、隣接する暖房器と

まとめて更新した方が作業的に効率がよいこと、また、そのスペースにはこれ以外に問題のない暖房器が3台設置されているため、学校生活に大きな支障を来さないと考えられることから、今回は42台を更新するものでございます。

なお、同校には同じ年式の暖房器がほかにも設置されているため、引き続き点検業務により状況を確認しながら、3年から5年ですべて更新する予定でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今、更新台数が今までわかりませんでした。部長さんから42台の更新という説明でありましたけれども、この暖房器のFF式と言うけども、型番・型式等とメーカー標準小売価格など教えていただければありがたいです。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

故障したFFストーブの型番ということでございますが、点検業者からの報告によりますと、コロナ740SBTということでございます。すべてこの型番とのことでした。標準小売価格については、今資料がございませんので後ほどお知らせしたいと思います。

（「議長、休憩。」の声あり）

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

.....
午前10時57分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

先ほど私が答弁させていただきました型番でございますが、これは故障したFF式ストーブの型番でございましたので、改めて説明をさせていただきます。

購入予定の暖房器の型番は、サンポットのFF式暖房器、型番はFF-11000BF(U)でございます。設計を組むにあたり参考とした価格は、1台当たり17万9,000円でございます。ほかにもう1種類ございますが、これも同じくサンポットのFF式暖房器、型番はFF-7000BF(U)、参考としました価格は、1台当たり16万2,000円と

なっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 先ほど議長から休憩中でありながらもそれを聞いて何になるかというような発言がありましたので、これを取り消していただきたいということを一つ、それから、今、価格的にお知らせくださいましたけれども、これに工事費が入った予算編成でしょうか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

工事費も含まれた金額でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ちょっと勉強していただきたいと思います。まあ質問というよりも意見ですけども、ストーブの価格、工事費含んでこの予算書つくったかと思うんで、それが速やかにお答えできなかったというのは誠に残念ですので、以後そういうことのないように。ただ、私要望したいのは、この予算書の中に、歳出の説明欄にも天王小学校暖房器というような形で記入いただければ非常にありがたいなと思ったので、意見として申し上げておきます。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） これ1台当たりになると、まず48万3,000円になるかと。単純に割っただけなんですけども。これ工事費、異常じゃないですか。そんなに難しい工事は伴わないはずですよ。自分ちょっと家業が電気工事等やっておりますので。これで価格が定価ベースで17万9,000円ですよ。これから割引もされるはずですよ。で、工事を入れてこの値段というのはちょっと、ちょっと高すぎるかなと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

.....
午前11時02分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

工事費の内訳であります。全部で2,029万9,000円ほどで、その内訳としましては、機器設備費工事、これが751万円程度。これは機器費であります。機器というのはストーブ代でありますね。あとは、それに関連するその部品等であります。それから据え付け工事費、これが大体189万円程度。それから、電源計装設備工事、これが497万円程度であります。これは暖房の操作盤とか、主にそれですね。それから、外部のあと足場設置工事が約160万円程度。これで直接工事費としまして大体1,600万円です。で、それにあと諸経費がつきまして先ほどの金額になります。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） すいません。ちょっとこれどちらの業者さんからとったかわからないんですが、いま一度見積もりの……。

（「入札ある？」の声あり）

○4番（瓜生 望） 入札終わったんですか、あと。まだですよ。ちょっと、もう一度この価格設定の部分見直した方がいいような気はするんですが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、総務部長から今説明内訳ありましたけども、今回予算をつくるにあたりまして参考とさせていただいた見積もりということでございまして、これは今後入札という形でなりますので、その点ご理解のほどお願い致します。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。それにしてもちょっと最初の設計段階で、私は高いと思います。ここら辺の設計からもう一度見直しをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） これですね、総務部長から再々説明ありまして、まあいいでしょう。この当初の予算で検査等のこの、こういう器具の検査委託料、どれほど毎年かかっているのか。今年も大枚のお金かかっているはずなんですね。それで、一般財源から2,000万円もこれ繰越金からいくわけで、文科省からの補助金はないのかどうか。その辺もうちょっとお尋ねしておきます。または、今年度はありませんけども、来年度これを申告

すると交付金に入るといふうなことがあるかどうか、その辺ちょっとお聞きしておきます。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。11時20分まで休憩します。

午前11時06分 再開

.....

午前11時20分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 戸田議員のご質問にお答え致します。

今年度の学校の暖房機点検整備業務委託料についてのご質問でございましたが、今年度の天王地区の小学校の暖房設備点検整備業務委託料としましては、天王小学校、東湖小学校、追分小学校の校舎及び体育館で年1回実施しまして、金額は、委託料の予算額は351万4,320円となっております。予算の款項目は、教育費の小学校費、学校管理費、10款2項1目の13節でございます。ここに予算を計上してございます。この事業に係る、該当する補助金等はございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 2点にわたってお聞きしたいと思います。

先ほど総務部長から、内訳としまして、機器のこととか据え付け料とか足場の問題とか電源の問題、それから諸経費とか説明ありましたけれども、この43台のね廃棄する処理料というのは、諸経費の中に入っているとは思いますが、それは幾らなのか。また、同じ、工事を発注した業者がやるのか、また別の業者になるのか、そこら辺がひとつ質問したいと思います。それから、幾らになるかね含めて。

それから、もう一つは、子どもたちがね寒くならないように冬場に向けてやはり取り付け工事を完了するというふうなことが大事だと思うんですけども、この工事完了をいつに見込んでやろうとしてるのか、大丈夫なのか。そこら辺のことについても伺いたいと思います。子どもたちがねやはり寒い思いをしないように、やはりきっちりやって進めていくというふうなことが大事だと思いますので、そこら辺の、恐らく土日に工事するのか、それとも普通の日、授業中にやるのかどうか、それはちょっとわからないんですが、それらも含めて、子どもたちが寒くないように工事を進めていくというふうな

点では工事完了いつにするのか、そこら辺の考え方についても伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 藤原議員のご質問にお答え致します。

故障したストーブの撤去についてのご質問でございますが、今回の予算には撤去FFストーブ運搬処分費を含んでおります。この請負業者が行うことになります。

あと、冬期間の寒さに間に合うように工事を進めてほしいというお話でございますが、この予算をご承認いただきましたら速やかに事務事業を進めまして、11月中くらいには授業等に支障のないように工事を進めまして、12月の寒さが厳しくなる前には工事を完了させたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 具体的にお聞きしましたけれども、撤去料については、じゃあ全部がつくるめた中での料金だということで、具体的には出てきませんね、そうすればね。どうなんですか。含めた、取り付け料も含めた中でのそのものですから、業者が撤去料については幾らだというふうなことの見積もりはできないということなのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

それと、11月中にというふうなお話しされましたけれども、子どもたちの授業にね邪魔であれば、音とかねいろいろ、それから足場組む関係で危ないというふうなこともあるんですけども、その辺の工事の進め方とかそこら辺についてもお聞きしたんですけども、土日含めたとかというふうなこと、でなければ子どもたちの授業が終わってからの時間とか、子どもたちにねやはり、寒いこともそうなんですけれども、寒くないようにしていくということも同時に、やはり工事の安全というふうなことをね、子どもたちの教育も絡んできますので、そこら辺についても伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問の1点目について、私からお答え致しますが、先ほどから申し上げておりますとおり、この後、予算の議決いただいた後には入札という形で処理させていただきますので、その金額については、そこに含まれているということでご理解いただきたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） 藤原議員のご質問2点目について、児童の安全、それから学習環

境を確保した上での工事であるかというようなことであろうかと思えますけれども、ご指摘のとおり、ご議決いただいた後には速やかに入札後、業者決定後でございますけれども、そういった様々な今想定をしております、どういった、授業時間を避けるのですとか、それから土日の工事が必要ですとか、そういったことについてはいろいろな想定をしておりますので、その後できるだけ速やかな完成を目指して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 入札ということでありましたけれども、地元業者に任せるというお考えはいかがなものでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、我々入札、ほかの業務いろいろあるわけでございますけれども、基本的には地元業者優先ということで進めさせていただいていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 基本的には地元業者ということでありましたので、なるべく本当に地元業者を使っていただくことによってコスト削減、また市税も増えるのかなという思いでおりますので、宜しくお願い致したいと思えます。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しました。

これをもちまして、令和元年第3回潟上市議会臨時会を閉会します。

午前11時32分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

令和 年 月 日

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 澤 井 昭二郎

〃 署名議員 佐 藤 義 久